

政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の改定案についての御意見及び御意見に対する考え方

意見募集期間：平成22年8月12日～平成22年9月10日
6件の御意見をいただきました。

	御意見	政治資金適正化委員会の考え方
1	<p>領収書等に記載不備がある場合、領収書等亡失等一覧表への記載を要求する前に、必要記載事項が記載された領収書等を具備するよう政治団体に要求すべき。</p>	<p>政治資金監査は、国会議員関係政治団体の支出の状況を確認するためのものであり、実際に政治資金監査を行った登録政治資金監査人から、必要記載事項に記載不備のある領収書等についても、商慣習や税務の上で問題なく取扱われている例もあり、政治資金監査の趣旨に照らして、会計責任者が記載の追加や再発行を要請した結果を確認するまでを政治資金監査の範囲に含めることは合理的でなく、一律に記載の追記や再発行を要請するよう求めることまでは必要ないとの意見が寄せられています。</p> <p>会計責任者には、政治資金規正法第11条の規定により領収書等の徴収義務が課せられ、その違反には罰則も科せられることから、領収書等の必要記載事項に記載不備のある場合、登録政治資金監査人がその旨を会計責任者に指摘すれば、会計責任者は義務違反の状態であることを認識することになりますので、必要記載事項の記載された領収書等を具備するための努力をすべき立場に立つこととなります。</p> <p>このため、さらに登録政治資金監査人が、政治資金監査マニュアル上の統一的な取扱いとして、会計責任者に対して領収書等の記載の追加や再発行の要請を求めることとすることまでは必要ないと考えられるため、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、会計帳簿と記載事項の整合のとれていない領収書等に係る支出は、領収書等亡失等一覧表に記載されることにより、国民の前に明らかになります。</p>

2	<p>政治資金監査において確認する領収書等の記載事項に、支出の相手方の住所及び氏名を加えるべき。</p> <p>政治資金規正法上、支出の目的、金額及び年月日の3事項が領収書等の必要記載事項とされているが、領収書等に支出の相手方の住所及び氏名が記載されるのは社会通念上当然のことであり、それらの一部あるいは双方の記載がない場合の処理方法をマニュアルで規定すべき。</p>	<p>政治資金監査において確認する領収書等について、住所・氏名など、領収書等の発行者に係る事項の記載を欠き、支出を証する真正な書面として疑義がある場合には、政治資金監査の信頼性が確保できないことから、ご指摘を踏まえ、「政治資金監査マニュアルの改定（案）新旧対照表」p.15の15.について、以下のとおり修正いたします。</p> <p>【修正前】</p> <p>15. 高額領収書等のうちに以下のような領収書等がある場合には、当該領収書等が真正なものであることを会計責任者等に確認すること。</p> <p>(例)</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住所の記載が曖昧（番地まで記載されていないもの等）である場合 <p>【修正後】</p> <p>15. 高額領収書等のうち、以下のような領収書等がある場合には、当該領収書等が真正なものであることを会計責任者等に確認すること。</p> <p>(例)</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>氏名・名称や住所など発行者に関する事項</u>の記載が<u>ない場合又は曖昧（発行企業名が不正確なもの、番地まで記載されていないもの等）</u>である場合
---	--	---

<p>3</p>	<p>支出の相手方の住所及び氏名は会計帳簿の必要記載事項から除外すべき。政治資金規正法上、会計帳簿上の記載については、支出の相手方の氏名及び住所を記載すべきこととされているが、政治資金監査において確認する領収書等の記載事項に、支出の相手方の住所及び氏名を加えることで、会計帳簿にそれらを改めて記載することが省略可能となり、政治団体の事務負担軽減につながると考える。</p> <p>また、一般の商業簿記において帳簿に支出の相手方の住所まで記載する例はなく、また税務の領域においても、例えば消費税法第30条に定められた仕入税額控除では、支出の相手方の住所は帳簿の必要記載事項となっていない。</p> <p>さらに、政治資金規正法上、1円以上の支出に係る領収書等も開示請求の対象となっている一方で、会計帳簿は開示制度の対象になっていないことも考え合わせれば上記の省略は妥当と考える。</p>	<p>会計帳簿に支出の相手方の住所及び氏名を記載すべきことは、政治資金規正法の明文で政治団体の会計責任者に課せられた義務であるため、当該義務の範囲の変更には、政治資金規正法の改正が必要となることから、国会等において十分な検討がなされるべき課題と考えます。</p> <p>したがって、現行の政治資金規正法に基づき行う政治資金監査の方法について定める本マニュアルにおいては、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、本委員会においても御意見は今後の議論の参考とさせていただきます。</p>
<p>4</p>	<p>現行の政治資金監査における人件費の取り扱いでは、給料については、単にその手取額の領収書等を確認し、当該給料に係る所得税の源泉徴収額や社会保険料については、政治団体として支出した合計金額について領収書等を確認すれば足り、賃金台帳や源泉徴収簿により個人別の給料の支給額を必ず確認することとはされていない。</p> <p>しかし、個人別の給料計算の適正性の検証は、所得税法への準拠性を確認することであり、外形的に確認可能と考えられることから、政治資金監査において人件費を確認する際には、賃金台帳や源泉徴収簿などの証憑書類を必ず確認するようにすべき。</p> <p>なお、領収書等に印紙が適正に貼付されているかを確認することも同様と考えており、政治資金監査において通常確認する事項に、これらを含めるべきと考える。</p>	<p>所得税の源泉徴収額や社会保険料の計算、また領収書への印紙の貼付の有無については、政治資金規正法に定めがなく、登録政治資金監査人が政治資金監査において必ず確認すべきこととされてはいませんが、政治資金監査マニュアル上、政治資金監査の現場で関係法令上の問題点等を発見した場合には、登録政治資金監査人は、その職業的専門家としての能力と知識を生かし、会計責任者等に対するヒアリングを行うことを妨げないものとされています。したがって、原案のとおりとさせていただきます。</p>

5	<p>政治資金監査の対象となる政治団体の会計責任者やその職務代行者に、政治資金規正法等に規定する会計に関する知識が不足しているとの意見が、多くの登録政治資金監査人から寄せられている。今後、総務省において、これらの方々を対象とした研修が行われるよう希望する。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、政治団体において適切な会計処理が行われるよう、今後の対応を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>政治資金監査制度の在り方について、複式簿記の採用を希望する意見が多くの登録政治資金監査人から寄せられている。</p> <p>政治資金の収支のみならず、ストック情報の適正化が図られれば、いわゆる「政治と金」の問題も明確になり、一層政治資金の適正と透明化が進むものと考えます。</p> <p>この点は、政治資金規正法の改正要望であるが、今後の検討事項として意見を提出するものである。</p>	<p>政治資金監査において確認する会計帳簿や収支報告書に記載すべき収支については、政治資金規正法において定義されており、ストック情報の表示を含む複式簿記の採用については、政治資金規正法の改正が必要となることから、国会等において十分な検討がなされるべき課題と考えます。</p> <p>したがって、現行の政治資金規正法に基づき行う政治資金監査の方法について定める本マニュアルにおいては、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、本委員会においても御意見は今後の議論の参考とさせていただきます。</p>